

三木市学校給食審議会を傍聴される皆様へ

三木市給食審議会を傍聴される方は、備付けの傍聴人受付簿に、住所、氏名、職業、年齢を記入のうえ、傍聴席へお入りください。

なお、傍聴人の人数は会議場の広さにより制限する場合があります。

1 傍聴席へ入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席へ入ることができません

- (1) 酒気を帯びてめいていしていると認められる者
- (2) 兇器その他を携帯し議場の秩序をみだすおそれがあると認められる者
- (3) 前各号のほか教育長において傍聴を不相当と認める者

2 傍聴のときに守っていただくこと

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (2) 会議場において発言をしないこと
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと
- (4) 飲食又は喫煙はしないこと
- (5) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、教育委員会が特別の理由により承認した行為は、この限りでない
- (8) 携帯電話は電源を切る又はマナーモードにすること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと

3 上記事項を守らない場合の措置

傍聴人が上に定める事項を守らないときは、教育委員会が注意を促し、なお改めないときは退場を命ずることができることとします。